

陳情第 1 号

陳 情 文 書 表

【議案提出担当課：議会事務局】

令和 7 年第 4 回町議会

定 例 会 提 出

1. 陳情書の文書番号

陳情第 1 号

2. 受理年月日

令和 7 年 8 月 2 0 日

3. 陳情者の氏名

奈良県難聴児親の会

会長 土肥 慶郎

4. 陳情の要旨

件名 要望書について

内容 別紙のとおり

要望書について（要旨）

軽度中等度聴覚障がい児への補聴器購入助成制度に関して、下記の事項の検討を要望いたします。

1. 補聴器購入助成対象は補聴器のみとなっています。補聴器を装用するためには耳あてが必要で、幼児期には半年に1回、小学生は1年に1回の作り直しが必要といわれていますが、成長に伴う交換は助成対象外であり、経済的負担は小さくありません。

また、汗をかき補聴器内部に錆が発生し、不具合が生じることも頻繁にあり、修理費なども負担になっています。

耳あてや補聴器の修理費を購入助成対象の項目としている自治体も多いため、斑鳩町においても助成対象として加えてください。

2. 補聴器購入助成制度の対象項目の補聴器に、一側性難聴児・者にとって有用な機器のクロス補聴器は含まれていません。クロス補聴器は高価なため、購入を断念される方がいます。社会性を身につける年齢層の児童・生徒にとって、これを活用することは非常に意義があるとされています。近年、愛媛県ではクロス補聴器を購入助成対象としており、中四国では特例補装具として助成実績をつんでいるとききます。

斑鳩町においても、クロス補聴器を購入助成対象としてください。

3. 軽度中等度難聴児補聴器購入助成制度は、18歳未満の難聴児を対象とした制度で、18歳以上の障害者手帳を持たない軽度中等度聴覚障害者は高価な補聴器を完全自費で購入しなければなりません。

近年、新潟県のすべての基礎自治体等では、18歳以上であっても助成対象とする制度を創設しており、斑鳩町においても軽度中等度聴覚障害者を助成対象としてください。

この制度の拡充が、聴覚障がい児・者の教育的・社会的参加の促進、ひいては真のインクルーシブ社会の実現に資するものと確信しております。ぜひ、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。